

令和01年度 第4回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和01年7月22日（月） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館 801会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	中務 幸雄
	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	9 番	松本 弥生
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （係長）神田 武史 （主査）吉田 順二

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第3号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：審議継続〉

【議案第4号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【報告第10号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第11号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第12号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

【報告第13号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は全員ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、9番松本委員と10番光岡委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。まず、議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】
- 本件は市外に居住する譲受人が市内農地を取得するため、農地法第3条第1項の規定に基づき、当該農地の所在する市の農業委員会が、県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。それでは、本日配布しています資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。
- 【資料朗読】
- 本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えています。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
- 中務委員 中務委員お願いします
- 議長 議案第3号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、墓地から北西へ75メートルのところにあります。譲受人は、他市に居住しておりますが、他市農業委員会発行の営農証明書にあるとおり下限面積、通作距離等の条件を満たしています。また申請農地は現在休耕地ですので、地域活性化を図る意味でも許可しても問題ないと思われます。
- 議長 以上で地元委員の説明を終わります。
- 松井委員 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 木田委員 営農証明書の家族欄で申請人と家族が住所に違いがあるがこれでよろしいのでしょうか。また従事年数が1年の人がわざわざ西宮市の農地を取得して本当に耕作するのでしょうか。
- 庄治委員 営農証明書発行時にはまだ会社員だった申請人の父も現在耕作に参加して、家族で耕作していますし、ここは生産緑地で休耕地となっている農地を再開してもらうにはよろしいのではと思いますが。
- 議長 私ども地元農会としても、現地が雑草だらけですので所有者に草刈りをずっと要請していますがほったらかしで、そんな農地を新たに取得して耕作するとは思えません。
- 議長 生産緑地でありながら雑草だらけというのは問題だと私も思う。買い手売り手双方の申請人について疑問に感じておられる委員が多く見受けられますので、本件につき

ましては、確認も含め事務局預りの形で継続審議にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員
議長

(異議なし)

ご異議がないようですので議案第3号につきましては、事務局預りの審議継続とします。続きまして、議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。議案書2ページをご覧ください。

【議案書朗読】

生産緑地として指定されています本申請地の農業の主たる従事者であった申請者の祖母が死亡により農業に従事できなくなり、生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して生産緑地の買い取り申し出をするにあたり、農業委員会に対し、申請者の祖母が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。

奥村委員をお願いします

奥村委員

議案第4号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、国道交差点から北西へ30メートルのところにあります。申請農地は、耕作地として適正に管理されています。

以上で地元委員の説明を終わります。

議長
委員

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

(意見なし)

議長

無ければ、議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくことにご異議ございませんか。

委員
議長

(異議なし)

ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、証明書を交付することとします。これより報告案件に入ります。報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長
委員

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

議長

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第11号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第11号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

ご報告前に番号1につきましては、確認事案が発生しましたので報告を取り下げ

させていただきます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長
委 員
議 長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第12号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局

報告第12号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」です。

【議案書朗読】

添付書類も含めて通知要件を満たしておりましたのでご報告します。

議 長
委 員
議 長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第13号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局

報告第13号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長
委 員
議 長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ ⑩

(委員)

_____ ⑩

(委員)

_____ ⑩